

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年 6月21日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 19名(委員総数19名)

会 長	11番	今田 義則					
副会長	1番	岩倉 節夫					
委 員	2番	白川 清茂	3番	細川 憲志	4番	林 一典	
	5番	高井 忠	6番	三原 俊雄	7番	曾我部 宗男	
	8番	鈴木 多計士	9番	藤井 清	10番	秦 守	
	12番	亀田 安信	13番	中浦 優	14番	近藤 茂義	
	15番	白川 修	16番	黒田 啓子	17番	奥山 則国	
	18番	山口 靖永	19番	兼若 順二			

欠席委員 0名

欠席者

農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 正俊	
課長補佐	藤原 道広	
職 員	森田 昌光	岡本 尚士

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	非農地証明願承認の件
議案第5号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第6号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、6月の定例会を開会します。本日は、欠席の届出がありません。出席委員は19名中19名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、18番 山口委員さん、19番 兼若委員さん、よろしくお願いします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が3件あります。御審議よろしくお願いします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(森田) (3条申請 説明)

【番号1】 所有権移転(売買) 2筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 農業廃止 ■譲渡人事由 経営規模の拡大
- 申請地 長尾字[] 田 714 m²他 2筆 地籍合計 743 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 16168 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.02 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)
発行日令和3年5月18日
- 現地調査実施日令和3年6月8日
- 営農計画書(様式第3号) 水稻を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間80日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(贈与) 1筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 後継者への承継 ■譲渡人事由 農地の承継
- 申請地 真野字[] 田 1700 m²1筆 地籍合計 1700 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8395 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)
発行日令和3年5月18日
- 現地調査実施日令和3年6月8日
- 営農計画書(様式第3号) 水稻を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間220日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転(売買) 1筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 経営規模の縮小 ■譲渡人事由 経営規模の拡大
- 申請地 吉野下字[] 田 1115 m²1筆 地籍合計 1115 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6297 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 4.0 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)

発行日令和3年5月18日

- 現地調査実施日令和3年6月8日
- 営農計画書（様式第3号）米、麦を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間150日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 2筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 相手方の要望 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 中通字[] 田 1049 m²他 2筆 地籍合計 1539 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 15439 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）

発行日令和3年4月23日

- 現地調査実施日令和3年6月8日
- 営農計画書（様式第3号）ウルシの育苗を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間240日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 鈴木委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 3-1)

それでは説明致します。6月19日に推進委員さんの谷本さんと一緒に、買い主の[]さんにお会いしまして、現地確認を致しました。今回の売買のきっかけは、[]さんの方から出されたそうです。現在、[]さんは機械も持っていないので貸しているといった状況です。[]さんの方としては倉庫付きでございまして、息子が近くで納屋を借りて農業をしていました。この倉庫を購入すれば、納屋から変えられるというメリットがあります。もう一つは、倉庫に今ある所から水道が引けないという問題があって、今回農地を買えることから、農地の方から水道が引けることもありまして、今回の農地については購入という二つのメリットがあります。この3条申請にはメリットがあるということで、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号2の担当委員は私ですので、説明します。

今田会長 (補足説明 3-2)

先ほど事務局から説明がありました、毎年贈与という形で申請されていましたが、今回が最後ということをおっしゃってございました。農地の状態といたしましては、三面コンクリートで一番いい状態で、18日お伺い致しましたときには、田植えは息子さんがされておりました。今後においても農地の保全に努められると思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3の担当委員 中浦委員さん、よろしくお願いします。

中浦委員 (補足説明 3-3)

去る14日、申請者とは会えませんでした申請者のお父さんの[]氏とお会い

しまして、現地確認と話を聞いて参りました。現場はその[]の東の道のすぐ近くになります。元々、[]さんと[]さんの二人で所有していましたが、道の側を[]さんに譲って、[]さんの田んぼがその奥になります。一緒に作ってもらっていましたが、[]さんも高齢になりまして、後継者もおられませんし機械もないということで、先々耕作するのも[]さんのところを通して入らなければならないし、町に相談しましたところ[]さんは経営規模の拡大、[]さんは後継者もないということで、双方の思いが合いましたので今回の運びとなりました。詳細につきましては事務局の説明通りです。よろしくご審議お願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号 4 の担当委員 奥山委員さん、よろしくお願い致します。

奥山委員 (補足説明 3-4)

[]さん、[]さんと[]さんの件について説明致します。20 日の日曜日に、[]さんと現地でお会いして話をお聞きしました。申請地は山に接していて、3 筆まとまっている土地で[]さんの方より土地を探していたということで、この申請に至ったと思われます。申請地も確認しております。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 1 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 1 号につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (4 条 説明)

番号 1 (宅地拡張) ※一部無断転用解消事案

* 申請地：長尾字 [] 田 522 m²

* 農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和 3 年 5 月 14 日)

* 農地区分：第 2 種農地～[]集会場より北西側約 260m にある農地。

* 申請目的：農家住宅の敷地拡張

～申請者が 40 年ほど前にトラクターなどの農業用機材を保管する倉庫を建築しているが、農地法の手続きは未了のまま現在に至っている。先月審議した孫にあたる申請者の分家住宅を目的とした農地転用申請手続きを進めたおりに、手続き未了の申請地があることが判明したため、法令に基づく転用許可を受けることを目的にこの度の申請に至った。

* 登記簿添付：申請地～1 筆

(申請地) ～令和 3 年 5 月 18 日法務局発行 (3 箇月以内)

- ～平成 10 年 8 月 5 日 法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項
～平成 13 年 3 月 30 日 相続による所有権移転
(併せ地) ～令和 3 年 5 月 24 日法務局発行 (3 箇月以内)
■■■■■■■■■■ ～平成 10 年 8 月 5 日 法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項
～平成 13 年 3 月 30 日 相続による所有権移転
- *被害防除計画書添付済(調整を了している)
 - *申請地:盛土～花崗土 t=0.3m
擁壁～計画なし
 - *排水計画:雨水:自然浸透、自然流下及び排水桝から北側水路へ放流
汚水:既存合併浄化槽から北側水路へ放流
 - *資金調達計画:金融機関の預金通帳写しを添付
 - *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
 - *土地利用計画図添付
 - *土地改良区意見書:まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区
 - *排水承諾書:地元水利組合長押印(長尾)
 - *無断転用に関する始末書添付

番号 2 (農家住宅) ※無断転用解消事案

- *申請地:七箇字■■■■■■■■■■ 田 734 m²
- *農用地区域外農地～換地処分時に非農用地協議済み
- *農地区分:第 1 種農地～■■■■■■■■■■ 公民館より南側約 300m に位置し、主要地方道■■■■■■■■■■ 線沿いにある農地。
- *申請目的:農家住宅
～申請者の父親が昭和 34 年頃に申請地に住宅を建築しており、その後、昭和 60 年度から平成 6 年度にかけて実施された団体営土地改良総合整備事業で非農用地協議を経て換地処分されているものの農地法の手続きが未了のまま現在に至っている。この度、申請地の法令手続きが未了であることが判明したため、この度の申請に至った。
- *登記簿添付:申請地～1 筆
(申請地) ～令和 3 年 4 月 22 日法務局発行 (3 箇月以内)
■■■■■■■■■■ ～平成 7 年 3 月 29 日 土地改良法による換地処分
～平成 30 年 11 月 29 日 相続による所有権移転
- *被害防除計画書添付済(調整を了している)
- *申請地:盛土～造成済み(花崗土 t=0.3m)
擁壁～設置済み(コンクリート擁壁とブロック塀)
- *排水計画:雨水:溜枡を経由して県道側溝と東側用悪水路へ放流
汚水:合併浄化槽を経由して県道側溝へ放流
- *資金調達計画:無断転用解消事案のため、証明書添付なし。
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書:まんのう町土地改良区添付
- *換地処分時の各筆換地等明細書添付(非農用地協議済確認)
- *排水承諾書:地元水利組合総代押印添付
- *隣接農地関係者同意書添付
- *所有地一覧表での比較検討表添付
- *始末書添付

会 長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 鈴木委員さん、よろしくお願いします。

- 鈴木委員 (補足説明 4-1)
只今、事務局から説明がございました通り、無断転用の申請がございましたので詳細は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございます。続きまして、番号2の担当委員 林委員さん、よろしくお願い致します。
- 林委員 (補足説明 4-2)
■■■■さんの件ですが、先ほど事務局が説明した通りです。よろしくご審議お願い致します。
- 会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第2号につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございます。
- 会 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (5条 説明)

番号1(敷地拡張：製粉工場)／【使用貸借権設定】

- *申請地：炭所西字■■■■田 300 m²
併せ地 1320.98 m²(既存工場用地)
- *農用地区域外農地～団体営土地改良総合整備事業で非農用地協議済地
- *農地区分：第1種農地～■■■■公園から■■■■川を挟んで北東側約500mにあり、団体営土地改良総合整備事業で換地処分された農地
- *申請目的：敷地拡張(製粉工場：パレット置場等)
～申請者が営んでいる製粉工場で使用する製品搬入用のパレットや加工で生じる廃棄物を保管するスペースが不足していることから、現有工場用地に隣接し、事業計画に見合う当該申請地を工場用地として敷地を拡張して業務の効率化を図ることを目的にこの度の申請に至った。
- *登記簿添付：申請地～1筆
(申請地)～令和3年3月11日法務局発行(3箇月以内)
■■■■～平成3年3月20日 土地改良法による換地処分
～平成29年8月10日 相続による所有権移転
(併せ地)～令和2年11月17日法務局発行(3箇月以内)
■■■■～平成3年3月20日 土地改良法による換地処分
ほか2筆～平成29年8月10日 相続による所有権移転
- *被害防除計画書添付済(調整を了している)
- *申請地：盛土：計画なし(整地のみ)
擁壁：なし

- *排水計画：雨水：自然浸透
汚水：発生なし
- *資金調達計画：整地のみのため証明なし
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *法人登記簿、定款添付
- *車名、車番一覧表添付
- *施設保有状況一覧表添付
- *隣接農地関係者同意書添付
- *候補地比較検討表、所有地一覧表添付

番号2（分家住宅）／【所有権移転（贈与）】

- *申請地：羽間字 [] 田 305 m²
- *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和3年5月14日）
- *農地区分：第2種農地～[]集会場より北側約260mに位置し、香川用水管理道から北側へ約40mにある現有住宅に隣接する農地。
- *申請目的：分家住宅
～譲受人の一家は現在祖父母と同居しているが、子どもの成長に伴って現在の住宅が手狭となったため新たな住宅用地を申請地域で探していたところ、祖父名義の申請地を贈与による所有権移転後に宅地化することに同意が得られたことからこの度の転用申請に至った。
- *登記簿添付：申請地～1筆
(申請地)～令和3年4月2日法務局発行（3箇月以内）
[]～平成6年5月16日 国土調査による成果
～昭和57年7月26日 贈与による所有権移転
(併せ地)～令和3年4月2日法務局発行（3箇月以内）
[]～平成6年5月16日 国土調査による成果
～昭和57年7月24日 贈与による所有権移転
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～良質花崗土盛土 t=0.41m～0.42m
擁壁～設置なし m
- *排水計画：雨水：溜桝を設置、西側水路へ放流
汚水：合併浄化槽設置して西側水路へ放流
- *資金調達計画：造成費 []万円、建築費 []万円で合計 []万円となり、住宅ローン事前審査結果を添付。
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号3（農機具の収納倉庫）／【使用貸借権設定】※無断転用解消事案

- *申請地：七箇字 [] 田 477 m²
- *農用地区域外農地～農振除外不要
- *農地区分：第1種農地～[]公民館より南側約450mに位置し、主要地方道 []線沿いにあり、県営ほ場整備事業で換地処分されている農地
- *申請目的：農機具の収納倉庫
～借人が申請地附近の農地を近々購入する計画があるが、自身の住宅からは購入予定の農地までの距離があり、自身が所有する土地で余剰ス

ペースがないため、申請地附近で農機具を保管する土地を探していたところ、高齢により作付け面積を縮小する予定であった貸人所有地である申請地の使用貸借に同意が得られたことからこの度の申請にいたった。また、申請地には 61 ㎡の倉庫が建築されているが、農地法手続きが未了であることから無断転用の解消事案でもある。

- * 登記簿添付：申請地～1 筆
(申請地) ～令和 3 年 4 月 26 日法務局発行 (3 箇月以内)
[] ～平成 7 年 3 月 29 日 土地改良法による換地処分
～昭和 59 年 5 月 17 日 相続による所有権移転
- * 被害防除計画書添付済 (調整を了している)
- * 申請地：盛土～良質花崗土盛土 t=0.3m
擁壁～新設計画なし、隣接宅地との境界にフェンス設置
- * 排水計画：雨水：溜枿を設置、道路側溝へ放流
汚水：発生なし
- * 資金調達計画：金融機関の預金通帳写しを添付
- * 確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- * 土地利用計画図添付
- * 計画地周辺における所有地一覧表添付
- * 隣接農地関係者同意書添付
- * 始末書添付
- * 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付
- * 排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 曾我部委員さん、よろしくお願いします。

曾我部委員 (補足説明 5-1)

それでは 1 番の案件につきまして、補足説明をさせていただきます。先日、19 日の土曜日の午前 9 時に現地確認を致しました。また関係者、[] さん宅へまいりまして話をお伺いしました。代表取締役であります [] さんは現在、[] 中ということですので、息子さんとお会い致しました。本来、[] さんは製粉業が主でありましたが、現在は贈答のうどんが主流になりまして、コロナ禍の状況であります、今のところ順調にいらっているといった状況とお伺いしました。詳細につきましては事務局の説明通りでございます。よろしくご審議の程、お願い致します。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号 2 の担当委員 近藤委員さん、よろしくお願いします。

近藤委員 (補足説明 5-2)

番号 2 の件につきまして説明致します。先日、15 日に白川推進委員さんと一緒にまいりまして、お会いしました。本人にはお会いできませんでした。孫の [] さんとお会いしまして、現地確認等を致しました。いいのではないかと思います。詳細につきましては、事務局の説明通りでございますので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号 3 の担当委員 林委員さん、よろしくお願いします。

林委員 (補足説明 5-3)

20日の午前中に、鈴木推進委員さんと同行いたしまして、[REDACTED]さんとお会い致しました。詳細につきましては、先ほど事務局が説明した通りです。よろしくご審議お願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第3号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第4号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (非農地証明 説明)

番号1 (山林) / 第2種農地 (自然潰廃)

* 申請地: 佐文字 [REDACTED] (畑) 7047 m² [REDACTED] (畑) 2110 m²

* 農地区分: 第2種農地: [REDACTED] 公民館より南東側約470mに位置し、[REDACTED]
[REDACTED] 農道及び [REDACTED] 農免道路沿いにある第2種農地

* 申請目的: 山林

～申請地では平成13年頃までは、たけのこを収穫していたが、労力不足や傾斜地により営農効率も悪いことから、約20年の間未耕作となり、現況は、荒廃し山林化している。

地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの

* 登記簿添付済～令和3年5月12日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 荒廃農地の発生解消状況に関する調査によって、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」に分類された土地

* 証明書: 近隣農家の証明 (令和3年5月9日)

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員、白川清茂委員さん、よろしくお願いします。

白川清茂委員 (補足説明 非-1)

土曜日に現地確認をしてまいりました。事務局の説明通り竹藪でしたが長年に渡り耕作放棄ということで、人も入れないような状態になっておりました。そのため山林にするということで、本人も高齢になっておまして作業ができないということで、この申請に至ったそうです。後は事務局の説明通りですので、よろし

くお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。

(質疑等なし)

会 長 意見等もないようですので、採決をします。議案第 4 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 4 号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第 5 号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第 31 条議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の 26 番から 28 番について兼若委員さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (議事参与以外 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、基盤法の 26 番から 28 番を審議しますので、兼若委員さんに退席していただきます。兼若委員さん、ご退席をお願いします。
(兼若委員 退席)

会 長 それでは、基盤法の 26 番から 28 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (基盤法 26～28 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の 26 番から 28 番につ

いて、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の26番から28番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、兼若委員さんに入室をしていただきます。

(兼若委員 入室)

会 長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の1番，合意解約・返還通知について，事務局の報告を求めます。

事務局(岡本) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん，質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようでございますので，その他の1番について，承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで，その他の1番については，承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして，その他の2番，農業経営改善計画認定申請書等の審査について，事務局の説明を求めます。

事務局(庄) (認定農業者 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん，質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので，その他の2番について，承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで，その他の2番について，承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして，その他の3番，農用地利用計画の変更につきまして，事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (農用地利用計画の変更について 説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん，質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようでございます。その他の3番について、承認することに異議
ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の3番について、承認されました。ありがとうご
ございました。

会 長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見
等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

7月の予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請	7月 5日(月)	締め切り
定例会	7月19日(月)	午前9時30分から
農業委員会	7月20日(火)	午前中

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡があります
ので、そのままお待ちください。